

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2018-005 事件

競技者氏名： X

競技種目： 陸上競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 31 年 2 月 12 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 宍戸 一樹



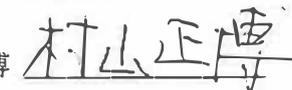
聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 31 年 1 月 23 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 31 年 2 月 12 日

宍戸 一樹 

塚越 克己 

村山 正博 

記

[決 定]

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（天皇賜盃第 87 回日本学生陸上競技対校選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.1.2 項、10.2.2 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 30 年 10 月 11 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- 平成30年9月9日に実施された競技会検査において競技者からクロミフェン及びその代謝物（clomifene and its metabolite）が検出されたが、このクロミフェン（clomifene）は、2018年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S4.3 ホルモン調節薬および代謝調節薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後B検体についての分析を要求したが、平成30年10月24日付で株式会社LSIメディエンスから提出された報告書（Test Report）によれば、上記の当初検出結果を追認するものであったことが認められる。なお、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても最終的には争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（天皇賜盃第87回日本学生陸上競技対校選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- 上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、競技者は、上記検出物質については、本件競技会当時、競技者が摂取していた海外製のプレワークアウト用サプリメント又はクレアチンサプリメント若しくはプロテイン（以下「本件サプリメント等」という。）がその原因として考えられる旨主張すると共に、併せて、これらの各製品の購入の際には、禁止物質が含有されていないことを購入用ウェブサイト等で確認しており、また、ドーピング・コントロール・フォームにおいてもこれらの製品の摂取の事実を明確に申告していたこと等から、その摂取は意図的なものではなかった旨主張している。これに対し、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、競技者の上記検出物質が本件サプリメント等に由来するものであることについては争いつつも、競技者による上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証は特段行っていない。したがって、本件は、JADAが本件の違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないことから、本規程10.2.1.2項及び同10.2.2項に従い、資格停止期間は原則として2年間となる。
- 次に、資格停止期間の取消し・短縮を認めるべき事情の有無につき検討する。この点、本規程2.1項違反が問題となっている本件において、競技者が本規程10.4項又は同10.5項の定めに基づく例外的な資格停止期間の取消し又は短縮の適用を受けるためには、「禁止物質がどのように自らの体内に入ったか」という点について競技者が立証できることがその前提となるところ、競技者は、本件サプリメント等については、もともと本件競技会後において陸上競技を引退する予定であったこと等の理由により既に処分していること、3年程前に同種のサプリメントを摂取していたが、その当時対象となったドーピング検査では陰性反応であったため、上記検出物質が本件サプリメント等に由来するとすれば、特定の製造ロットへの禁止物質の混入（いわゆるコンタミネーション）が原因として考えられるところ、本件サプリメント等の現物が無い以上は本件サプリメント等の各製造業者に問い合わせを行うことも現実的ではないこと等を主張するに留まり、更に本聴聞パネルの指示に基づき本聴聞会後の追加立

証の機会を与えられたものの、最終的には、追加立証については行わないことを明らかにし、したがって、この点について本聴聞パネルが合理的に満足する証拠を提示することが出来なかった。

- そこで、本件においては、本規程 10.4 項及び同 10.5 項の各要件は満たされず、本件において競技者には（重大な）過誤又は過失がなかったということとはできない。
- 以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項の定めに基づき、競技者を 2 年間の資格停止とするのが相当である。
- 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 30 年 10 月 11 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 31 年 1 月 23 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は平成 30 年 10 月 11 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上